

令和２年度 秩父市立原谷小学校いじめ防止基本方針

○「学校基本方針」策定にあたって

- ・平成25年10月の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（暫定版）のPart5：の①策定前の準備から④「学校基本方針」までを参考にした。
- ・本学校で設定したいじめ防止の取組を定期的に評価し、体系的・組織的な取組が実施しやすいように具体的な数値を掲げた。
- ・全職員が、自分自身がどのような成果を上げればよいか分かるように具体的な数値を掲げた。
- ・生徒指導体制や各教科をはじめとする各分掌の年間計画に基づき、具体的な実施計画・実施体制を定めた。
- ・年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、「学校基本方針」を見直す。

はじめに

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、以下の3点を掲げ「学校のいじめ防止基本方針」を策定した。

- 1 事実関係を正確に把握する
- 2 人権尊重を念頭におき被害者および加害者に対応する
- 3 全校の児童の悩み・願い等を的確にとらえ、共通理解の上に立った教育を推進する

第1 いじめの未然防止のための取組

学校教育目標の重点目標に以下の2点を掲げ、低、中、高学年のブロックごとに研究授業を行い、教員一人一人が分かる授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着はもちろんのこと、学ぶ楽しさやわかる喜びを実感させることができるように授業の工夫改善を行っている。

以上のことから、本校では、以下の2点について目標値を定め重点的に取り組む。

- 1 わかりやすい授業の創造（目標値 5項目を100%実施）
特別支援教育の視点から5点あげた。
 - (1) 教室前面の簡素化と見やすい板書
 - ・不必要な刺激を取り除き、黒板に注目しやすい状況をつくる。
 - ・マーク、色チョーク（青、緑、赤は見えにくいので注意）、文字の大きさ、行間の工夫など。
 - (2) 見通しが持てるようにする。
 - ・授業の流れを予告する。
 - ・「めあて」「課題」「まとめ」が1枚の黒板に明示されている。
 - ・指導は、短時間(集中できる時間)で行う。
 - (3) 視覚的に示す。
 - ・簡単な言葉で、目につきやすい場所に掲示する。
 - ・イラストや写真などを使う。**ポイント** **静かに**などのイラストカードを提示するなど。

- ・視聴覚教材を活用する。
- (4) 話し方を工夫する。
 - ・具体的な表現を使う。「ちゃんと」「しっかり」は具体的にどうするのかわかりにくいので避ける。
 - ・1文1動詞の話をする。「1つ目は～します。2つ目は～します。」など。
- (5) 肯定的に評価する。
 - ・授業内容が理解できないことを児童のせいにはしない。
 - ・具体的に指導する。
 - 「こう言えばよかったと思うよ。」「○○すればできるよ。」と助言する。
 - 「～しないと校庭で遊べないよ。」ではなく、「～が終わるとたくさん遊べるよ。」と肯定的な表現にする。
 - ・追い詰めた質問をしない。
 - 「今、何をやる時間ですか？」ではなく、「○○○の時間です。」と、してほしい行動を伝える。

2 いじめゼロを目指す学年・学級経営の充実（目標値 いじめ解消率100%）

- (1) 道徳、学級活動で「いじめ防止」の授業を行う。
 - ・道徳では、内容項目2－（3）友達と仲良くし、助け合う、3－（1）生きることを喜び、生命を大切にする心を持つなどいじめ防止を念頭において授業を行う。
 - ・学級活動・学級指導では、いじめの構造（被害者、加害者、傍観者など）を作り出さない学級づくりを目ざした授業を行う。
- (2) 毎日の児童とのふれあい
 - ・連絡帳、ノート点検等で児童との一対一の会話を目ざす。
 - ・朝の会、休み時間、給食、清掃、帰りの会などで、目と耳をはたらかせ児童の情報を収集する。

第2 いじめの早期発見・早期解決への取組

- 1 毎学期「いじめアンケート」を記名で実施する。
 - ・記述した児童から詳細な情報収集をする。
 - ・加害、被害の児童についての情報収集（交友関係、出欠状況、校内での生活状況、家族構成、保護者の養育状況）をする
 - ・加害、被害の児童から事実を確認する。
関係児童が複数の場合、役割分担し生徒指導主任、担外、管理職とで事実確認をする。
 - ・全職員に事実関係を説明し、役割分担（加害者、被害者、他の児童への対応。家庭、PTA、必要により関係諸機関への連絡等）を決める。場合により対策委員会を設置する。
- 2 生徒指導委員会を隔月実施する。
 - ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを構成員とする。
 - ・児童の情報交換、問題解決のための対応策を話し合う。

3 校内研修でいじめ防止に関する研修を行う。

- ・特別支援教育に関するもの
- ・生徒指導・教育相談に関するもの

第3 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織づくりをする。

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ対策会議（生徒指導委員会）を設置する。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを構成員とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

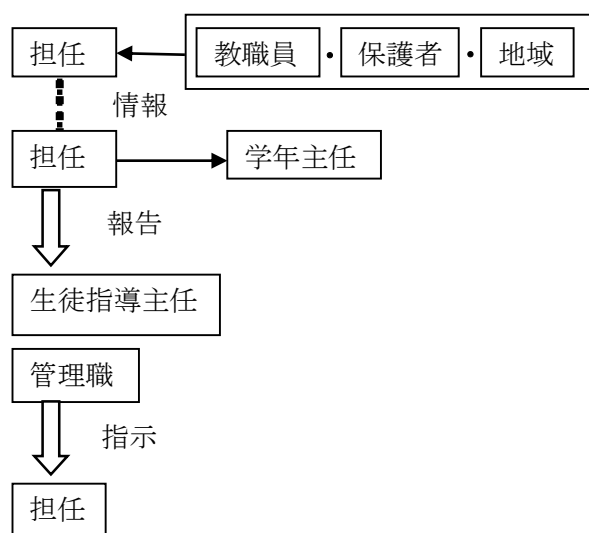
【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・生徒指導委員会を隔月実施しているため、いじめ事案が発生したときに緊急で開催する。

いじめに対する初期対応



第4 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態のとらえかた】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、3か月を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

対応は、第2の2の手順に従って行う。

第5 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、児童と保護者の両者への啓発が必要であるという考えに基づき、生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- 1 非行防止教室で、4～6年児童を対象にネットトラブルにかかわる講話を実施する。
- 2 PTA理事会で、PTA理事を対象に子ども見守り講座を実施する。
- 2 就学時健康診断日に、新入生の保護者を対象にネットトラブルにかかわる講話実施する。
- 3 授業参観日に、6年児童と保護者を対象にネットトラブルにかかわる講話を実施する。

第6 年間行事予定

全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	・いじめ防止教育 学級活動「ともだちと なかよく」	・いじめ防止教育 学級活動「2年生に なって」	・いじめ防止教育 学級指導「3年生にな って」	・いじめ防止教育 学級指導「4年生に なって」	・いじめ防止教育 学級指導「5年生にな って」	・いじめ防止教育 学級指導「いよいよ6年生」「相手の立場を考えて」
	・職員会議：「学校いじめ防止基本方針」協議					
5月	・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間					
6月	・第1回いじめアンケート調査 ・人権メッセージ（6年） ・人権作文（2～6年） ・人権講話（校長）					

7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発 ・「他人とのかかわりに関すること」道徳の授業
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた校内研修会
9 月	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然等とのかかわりとして」道徳の授業 ・第2回いじめアンケート調査
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語掲示（全児童）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「集団・社会とのかかわりとして」道徳の授業 ・人権作文発表
1 月	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート調査 ・「人間としての在り方生き方とのかかわりとして」道徳の授業
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」評価